

三河港長申請・届出受付一覧表

R5.3.2

種 類		平日(月～金)8:30～17:00				閉庁日(土、日、祝日)8:30～17:00			
		窓 口	電子メール	NACCS	電話通報	窓 口	電子メール	電話通報	
1	入出港届 (第4条)	新規	○	×	○	×	○	×	×
		時間の変更	○	×	○	○	×	×	○
2	係留施設使用届 (第5条5項)	新規	○	×	○	×	○	×	×
		時間の変更	○	×	○	○	×	×	○
3	修繕・係船届 (第7条1項、7条2項)	新規	○	○	×	×	○	○	×
		時間の変更	○	○	×	○	○	○	○
4	錨地・停泊場所指定願 (第21条)	新規	○	×	○	×	×	×	×
		時間の変更	○	×	○	○	○	×	○
5	危険物荷役(運搬)許可 (第22条1項、第22条4項)	新規	○	×	○	×	×	×	×
		時間の変更	○	×	○	○	○	×	○
		荷役量の増加	新規の申請が必要	×	新規の申請が必要	×	×	×	×
		荷役量の減少	○	×	○	○	○	×	○
		危険物の追加	新規の申請が必要	×	新規の申請が必要	×	×	×	×
6	深喫水船の入港願	新規	○	×	×	×	○	×	×
		時間の変更	○	○	×	×	○	○	×
		喫水の変更	×	×	×	×	×	×	×

注意事項

全ての申請・届出において場所を変更する場合には新規の申請が必要です。

届出・許可期間内を過ぎた場合には、時間変更はできません。

閉庁時間帯はNACCS申請の受付はできません。

なお、令和5年4月1日より工事・作業許可申請、行事許可申請は電子メールでの受付も可能となります。

電子メールで申請をした場合には、電話連絡をしてください。電話連絡があった場合のみ申請書類を確認します。

電子メール申請は受付のみ可能です。許可書の受け取りは、窓口又は郵送(返信用封筒必須)になりますので注意してください。

三河海上保安署 TEL 0532-34-0118

港長申請用アドレス(受信専用) jcg-4mikawa@gxb.mlit.go.jp (PDFファイルのみ添付可能)